









十四 初期利子

時において取得する者が非居  
住者又は外国人である場合  
には、前記(一)の算式により算  
出した金額に当該非居住者又  
は外国法人が適用を受ける所  
得税の税率を乗じた金額を  
控除することができる。  
平成二十四年三月二十日を支  
払期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{18}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利金支額

平成四十三年九月二十日  
日本銀行  
額面金額百円につき百円

十九 入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十三年十月二十五日